

認知症対応型共同生活介護家賃等減額助成金請求手続きについて

令和4年2月1日改正

認知症対応型共同生活介護家賃等減額の助成方法

- ①事業所は、利用者の新規申請又は更新申請時に認知症対応型共同生活介護家賃等減額認定証（黄緑色）の確認をします。
- ②事業所は、利用者から利用料を徴収し、領収書を発行します。
（家賃、光熱水費、食費の助成額を差し引いて徴収してください）
- ③事業所は、助成金交付申請時に必要な書類を宇治市へ提出します。

●助成金交付申請時必要書類

- 助成金交付申請書（別記様式第2号）
- 実績報告書（別記様式第2号の2）
- 利用者に交付した領収証の写し
（利用日数、家賃、食費請求日数、光熱水費、食費の内訳が確認できるもの）
- 利用者から受領した領収証の写し
（家賃等を徴収後に減額相当分を利用者に返還した場合）

- ④宇治市は、助成金交付申請書を確認後、適当と認めるときは交付決定通知書（別記様式第3号）により事業所へ通知します。
- ⑤事業所は、宇治市から交付決定通知を受けて、助成金請求書（別記様式第4号）を宇治市に提出します。
各年度（4月～3月）の初回の請求時には、口座振込依頼書（別記様式第10号）を提出してください。法人代表口座以外の入金希望の場合には、委任状（別記様式第11号）も添付して下さい。
- ⑥宇治市は、事業所からの請求を受けて、助成金を交付します。

※宇治市で定めている交付申請手続きのスケジュールについては、次ページを参照してください。

◎助成金交付申請時必要書類に関する注意事項

※領収書について

領収書に「サービス提供月」を記載してください。

※食費の請求に関して

食費の提供に係る利用料は、食材料費及び調理に係る費用に相当する額が基本であり、実費相当分の徴収となりますので、食事をされた分の費用を請求してください。

※家賃等を徴収後に減額相当分を利用者に返還した場合について

利用者より領収証を受領し、その写しも必要書類として添付してください。(家賃、光熱水費・食費の減額した額の内訳が月ごとに確認できるもの)

※月途中の入退去や入院した場合の食費・光熱費の助成額について

助成額については、日割り計算を行います。(領収書で確認できない場合確認させていただく場合があります。) 日割り計算を行った金額のうち、助成額は 100 円未満切り捨てとなります。

認知症対応型共同生活介護家賃等減額助成金請求手続きのスケジュール (予定)

交付申請対象となるサービス提供月を認定有効期間(8月～翌年7月)と合わせています。

交付申請対象となる サービス提供月	交付申請書 提出月	宇治市交付決定・ 事業所請求書提出月	交付月 (月末支払)
8月・9月・10月	11月	12月	1月
11月・12月・1月	2月	3月	4月
2月・3月・4月	5月	6月	7月
5月・6月・7月	8月	9月	10月

※交付申請書提出月に、当該サービス提供月に減額を行った費用について助成金交付申請を行ってください。ㄨ切日は月末です。(ㄨ切日が土日祝の場合は、その前の開庁日)